② ２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

⑷～⑼　［略］

［８．～12.　略］

［(別表１)・(別表２)　略］

別紙様式第５号（第92条関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　月　日提出

（提出者）主たる事務所の所在地
名称
代表者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の３第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

［第１・第２　略］

第３　職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第４　第１から第３までの方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第５～第８　［略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

［⑴～⑶　略］

⑷　特別関係協同組織金融機関等（第93条第２号ハ⑴に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第34条の２に規定する協同組織金融関係機関をいう。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の２第１項第15号、信用金庫法第54条の21第１項第５号又は協同組合による金融事業に関する法律第４条の２第１項第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資

⑶～⑻　［同左］

［８．～12.　同左］

［(別表１)・(別表２)　同左］

別紙様式第５号（第92条関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　月　日提出

（提出者）主たる事務所の所在地
名称
代表者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の３第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

［第１・第２　同左］

［加える。］

第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第４～第７　［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

［⑴～⑶　同左］

⑷　特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第34条の２に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資